

○南九州市小児科開設支援事業補助金交付要綱

令和 7 年 5 月 29 日

告示第117号

(趣旨)

第1条 この告示は、市民が安心してこどもを育てることができる環境を整備し、もって地域における医療体制の構築を推進するとともに、市民の健康及び福祉の増進に寄与することを目的として、市内に新たに小児科施設を開設し、又は市内に既に開業している病院若しくは診療所（以下「病院等」という。）に新たに小児科及び小児科医を追加する医師又は医療法人に対して南九州市小児科開設支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、南九州市補助金等交付規則（平成19年南九州市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医師 医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師をいう。
- (2) 医療法人 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第39条第2項に規定する医療法人をいう。
- (3) 病院 法第1条の5第1項に規定する病院をいう。
- (4) 診療所 法第1条の5第2項に規定する診療所をいう。
- (5) 小児科施設 病院等であって、小児科の診療を行う施設をいう。

(補助金の補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設整備等支援事業 医師又は医療法人（以下「医師等」という。）が市内において新たに小児科施設を開設し、又は病院等が新たに小児科を開設した場合に対する施設整備費に関する支援事業
- (2) 経営安定化支援事業 開設後の小児科施設における看護師、准看護師及び助産師（以下「看護職員」という。）の人件費（以下「看護職員人件費」という。）に関する支援事業

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 前条に規定する補助対象事業の補助対象経費及び補助金の額は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設整備等支援事業 小児科施設の新築、増築、改築及び改修に要する工事費及び医療機器等の取得に要する経費の2分の1の額とし、3,000万円を上限とする。

(2) 経営安定化支援事業 開設した日の属する年度から起算して3年を経過する日の属する年度の3月31日までの期間の看護職員人件費とし、毎年度300万円を上限とする。

2 前項の補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる医師等(以下「補助事業者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 市内で新たに小児科施設を開設し、又は市内に既に開設している病院等に新たに小児科及び小児科医を追加すること。

(2) 小児科の診療時間が1週間当たり30時間以上、10年以上継続して医業を行う見込みがあること。

(3) 市が実施する保健及び福祉に係る事業に積極的に協力すること。

(4) この補助金と対象経費が重複する他の補助金等の交付又は交付の決定を受けていないこと。

(5) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。ただし、第3条に規定する経営安定化支援事業については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助事業者としない。

(1) 市税等の滞納がある者

(2) 南九州市暴力団排除条例(平成24年南九州市条例第28号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員である者

(補助金の交付申請)

第6条 施設整備等支援事業に係る補助金の交付を受けようとする補助事業者は、小児科開設支援事業補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業者が開設した当該小児科施設に所属する医師の医師免許証の写し及び履歴書

(2) 補助事業者が医療法人のときは、定款、規約及び登記事項証明書の写し

(3) 小児科施設となる敷地の平面図及び周辺の見取図

(4) 小児科施設の建物の平面図

(5) 補助対象経費に係る見積書その他金額が確認できる書類

(6) その他市長が必要と認める書類

2 経営安定化支援事業に係る補助金の交付を受けようとする補助事業者は、第4条第1項第2号に規定する年度ごとに小児科開設支援事業補助金交付申請書

(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 前項第1号及び第2号に掲げる書類

(2) 看護職員の労働条件通知書(労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第5条第4項に規定する書面をいう。)の写し

(3) 看護職員の保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第12条第5項に規定する助産師免許証、看護師免許証又は准看護師免許証の写し

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、規則第6条の規定により補助事業者に通知するものとする。この場合において、市長は必要な条件を付することができる。

(補助対象事業の補助金交付決定前着手)

第8条 補助事業者は、前条に規定する補助金の交付決定の通知を受理するまでは、補助対象事業に着手してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請者は、補助対象事業を円滑に実施するため、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業に着手する必要があるときは、規則第10条の2第1項の規定によりその承認を受けなければならない。

3 前項の承認は、規則第10条の2第2項の規定により通知するものとする。

(補助対象事業の内容等の変更)

第9条 第7条の規定による補助金の交付決定を受けた補助事業者(以下「交付決定者」という。)が、補助対象事業の内容を変更又は中止しようとするときは、小児科開設支援事業変更等承認申請書(第2号様式)に変更等に係る必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、規則第7条第2項の規定により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したとき(経営安定化支援事業については、第4条第1項第2号に規定する年度ごとに事業が完了したとき)は、規則第14条に規定する様式に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、別に市長が定める日までに提出するものとする。

(1) 施設整備等支援事業

ア 補助対象経費に係る契約書、領収書その他支出証拠書類の写し

イ 小児科施設、補助対象となる備品等の写真

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 経営安定化支援事業

ア 看護職員の労働基準法（昭和22年法律第49号）第108条に規定する賃金台帳の写し

イ その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、規則第15条の規定により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けた補助金の交付を受けようとするときは、規則第17条に規定する様式を市長に提出しなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の範囲内において、補助金を概算払又は前金払により交付することができる。

3 前項の概算払又は前金払を受けようとする交付決定者は、規則第17条第3項に規定する様式を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 関係法令若しくはこの告示の規定又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(2) 小児科施設の新規開業の日又は病院等に小児科を開設してから10年以内に小児科の診療を取りやめたとき。

(3) 補助金を交付目的以外に使用したとき。

(4) 偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。この場合において、返還を求める額は診療期間に応じて月割りにより計算するものとする。

2 前項の返還を求める額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(書類の保管期間)

第15条 補助金の交付を受けた交付決定者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び書類を整備し、補助対象事業が完了した日から起算し

て10年を経過した日の属する会計年度の末日まで保管しなければならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

南九州市長 様

住所
氏名
連絡先

小児科開設支援事業補助金交付申請書

南九州市小児科開設支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。また、私は同要綱第 5 条に規定する補助対象者に該当し、申請内容に虚偽がないことを誓約します。なお、審査内容の審査に当たって、市が住民基本台帳を閲覧すること及び市税等の申告納付状況等を調査することに同意します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

※ 補助対象経費の明細は別紙のとおり

別紙

1 小児科施設の概要

名 称			
所 在 地			
代 表 者 氏 名			
診 療 科 目			
診 療 日 及 び 診 療 時 間	月曜日 午前： 時 分～ 時 分 午後： 時 分～ 時 分 火曜日 午前： 時 分～ 時 分 午後： 時 分～ 時 分 水曜日 午前： 時 分～ 時 分 午後： 時 分～ 時 分 木曜日 午前： 時 分～ 時 分 午後： 時 分～ 時 分 金曜日 午前： 時 分～ 時 分 午後： 時 分～ 時 分 土曜日 午前： 時 分～ 時 分 午後： 時 分～ 時 分 日曜日 午前： 時 分～ 時 分 午後： 時 分～ 時 分 祝祭日及び年末年始等の休診 ()		
開業等年月日	年 月 日		
診 療 体 制	医師 看護師 医療技術者 事務員 その他 ()	人 (常勤 人 (常勤 人 (常勤 人 (常勤 人 (常勤	人・非常勤 人) 人・非常勤 人) 人・非常勤 人) 人・非常勤 人) 人・非常勤 人)

2 医療機関の規模及び構造等

土地面積	m ²		
建物構造	造 階建		
建物面積	建築面積 m ² 延床面積 m ² (うち、診療に必要な面積 m ²)		

3 補助金交付申請額（補助対象経費）の内訳

補助対象事業区分	補助対象経費の額	備 考
施設整備等支援事業		
建物の取得に要した経費 （増改築費含む。）	円	
医療機器等（償却資産）の取得 に要する経費	円	
経営安定化支援事業		
開設後の小児科施設における看護職員の人件費	円	

4 医療機器等（償却資産）の内訳

品名	規格	数量	単価	金額
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円

5 看護職員人件費の概要

氏名	資格 区分 （※）	常勤又は非常 勤の別	基本賃金 （ア）	所定時間外 割増賃金 （イ）	賞与 （ウ）	アから ウまでの 合計
			円	円	円	円
			円	円	円	円
			円	円	円	円
			円	円	円	円

※ 助産師，看護師又は准看護師の別を記載すること。

第2号様式（第9条関係）

年 月 日

南九州市長 様

住所
氏名
連絡先

小児科開設支援事業変更等承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった 年度南九州市小児科開設支援事業を下記のとおり（変更・中止）したいので、南九州市小児科開設支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 申請の区分 変更・中止

2 内容

(変更・中止)しようとする事項	変更しようとする場合にあってはその内容	
	変更前	変更後

※ 変更しようとする場合は、変更に係る書面（図面等）を添付すること。

3 理由

4 補助金申請額（申請額が変更になる場合）

変更前 金 円
変更後 金 円

第 1 号様式（第 6 条関係）

第 2 号様式（第 9 条関係）